

第4回

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会

日時：平成18年1月25日（水）14：00～16：18

場所：国土交通省4階 特別会議室

（議事録）

開 会

鈴木政策評価官 皆様、お待たせいたしました。まだ若干お見えになっておられません委員さんもいらっしゃいますけれども、定刻でございますので、ただいまから第4回構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を開催させていただきます。

それでは、議事の進行につきましては、異座長にお願い申し上げます。異座長、よろしくお願いいたします。

異座長 委員の皆様、大変ご苦労さまでございます。第4回の委員会につきましては、当初は1月30日、月曜日に開催するというようにしておりましたが、建築確認の民間開放や構造計算プログラムの導入についての経緯とか趣旨などについてお伺いしたいということになりました。それから、住宅局からヒアリングを行いました昨年の12月16日の第1回委員会から約1カ月以上たっておりますので、あらためてこれまでの経緯等について委員から、住宅局からもう一度ヒアリングしたらどうかというご要望がございましたので、本日開催することにいたしました。

委員の皆様方におかれましては、急な開催にもかかわらず、多数ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、まず初めに資料の確認をさせていただきたいと思います。事務局からよろしくをお願いします。

鈴木政策評価官 それでは、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

一番上に議事次第がございまして、その後、配席図と委員名簿がございまして、その後ろに資料を付けてございます。

まず、資料1-1といたしまして「建築設計事務所による構造計算書の偽装とその対応について」という資料。それから、資料1-2といたしまして「主な経緯」という資料があるかと思います。

続きまして、資料2といたしまして「建築確認の民間開放について」という資料が付いているかと思います。

それから最後に、資料3といたしまして「構造計算プログラムについて」という資料が付いているかと思います。

以上の資料、整っておりますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速でございますけれども、議題に入っていただきたいと思いますので、カメラの皆さんはここでご退室をお願い申し上げます。また、これ以降の議事の録音に關しましては、放送やインターネットなどに会場の音声を直接利用することは控えていただくようご協力をお願いいたします。

(報道機関関係者退室)

鈴木政策評価官 それでは、異座長、よろしくをお願いいたします。

異座長 それでは、早速議題に入らせていただきます。

本日は、住宅局からヒアリングをさせていただくことになっております。

まず、最初の項目でございます。「これまでの経緯、対応等について」、ご説明をお願いいたします。

山本住宅局長 それでは、これまでの経緯、対応についてご説明いたします。

まず、資料1-1をご覧ください。経緯、それから当面の対応について総括的にまとめたものでございますが、ポイントだけご説明いたします。

1「経緯」の をご覧ください。姉齒元建築士が関与した建築物でございます。全体で207物件あることが確認されておりまして、特定行政庁で調査を重ねてまいりました。ほぼ調査は終わりました、残り4件となっております。調査報告の概要は、偽装ありの物件が95件、偽装なしが90件となっております。

それから、姉齒元建築士は関与しておりませんが、木村建設、ヒューザー、平成設計、総研が関与した建築物につきましては、順次、優先順位をつけて調査をお願いしております。昨年中にお願いいたしました417物件について報告が上がってきておりまして、昨日の夕刻までの報告では、偽装なし220件となっております。偽装物件は0件でございます。

それから、ページをめくっていただきまして、2ページの上の(2)「処分、告発」でございます。姉齒建築士の処分、告発は行っておりますが、元請建築士8名につきまして昨日、審査会の議を経た上で資格取消処分を行いました。その他の元請建築士等と書いておりますが、民間建築確認検査機関につきましても、建築確認事務の総点検が終わり次第、処分をするということで手続を進めているところでございます。

資料1-1についての説明は以上でございます。

次に、資料1-2「主な経緯」という資料をご覧ください。これは12月15日、第1

回の委員会にご説明したものに、その後の状況の変化で手を加えたものでございます。手を加えた部分を中心にご説明いたします。

まず、1ページでございます。10月7日の関係者と名乗る者からの電話による通報でございますけれども、先回ご説明しました資料では、建築基準法において備えつけることを義務づけている帳簿を備えていない旨の電話があったと記しておりました。この点については、その後いろいろなご発言がありました。特に先週の水曜日でございますが、1月18日のテレビ朝日の「スーパーモーニング」で民主党の長妻先生がご発言になりました。ご発言の趣旨は、この10月7日の電話による通報の中身に、実は公式の公表では明らかにされていない別の比率があって、それが設計構造上の比率、これを見ていないという話もあるのですと。これは直接電話を受けた係長から聞きましたけれども、まだそういう隠された話がたくさんあるのですという発言を長妻議員が「スーパーモーニング」でされました。これについては事実と異なりますので、月曜日に事務次官からきちんと説明をいたしました。その説明の中で、ここに をつけておりますことを説明しております。電話の内容は、法定帳簿が整理されていないということ。それから、集団規定でございますけれども、天空率の審査がきちんと行われていないということがございました。しかし、24日の立入検査で帳簿の不備は確認されましたけれども、天空率については、検査した結果、きちんと審査されているという結果でございましたので、そういう観点から10月7日にもそのことを書いておりませんし、24日の部分についても記載していないということを事務次官の記者会見で説明させていただいたところでございます。そのことを「主な経緯」に注意書きで記させていただいております。

その後、国会審議などの関係で、イーホームズ以外といたしますが、特にどういうユーザーと国土交通省のやりとりがあったんだというご指摘がありまして、その経過を踏まえまして「主な経緯」の資料を修正しております。付け加えているということでございますが、2ページの11月1日のところを付け加えております。ユーザーから電話で建築指導課の担当官との面談の申し入れがあったということでございます。その結果、4日に来省されたということでございます。

同じくユーザーの関係でございますが、4ページをご覧ください。11月17日、ユーザーから建築指導課長あてのファックスが届いております。それから、20日に同じくファックスが届いております。

それから、細かい話でございますけれども、下の11月22日、ヒューザー社長が指導課を来訪して、課長と面会したいという申し入れがありましたけれども、事前に連絡もありませんし、会議の直前だったために面会をしませんでした。会議の会場へ向かう途中にヒューザー社長が出てこれらまして、歩きながら言葉を交わしたという事実を記しております。

それから、5ページでございます。11月23日にファックスが届いている。

24日には、文書が建築指導課長、それから大臣あてにファックスで届いているといったような事実でございます。

それから、11月25日の欄の真ん中あたりでございますが、国土交通省において、売り主として瑕疵担保責任を果たすべき3社から、居住社対策等についての報告を聴取して、誠実に対応するよう要請したという事実を新たに記しております。

それから、28日のファックスも追記しております。

6ページでございます。12月7日、姉齒建築士の取消処分。それから、ヒューザーに対して文書で瑕疵担保責任を誠実に果たすようにという指導をしたという事実を記しております。

7ページは、地方公共団体と、危険な分譲マンションの対策ワーキングチームを開催したということをして12月9日、15日で記しております。ヒューザーからの文書は14日に届いているというのを追記しております。

それから、12月16日のところですけれども、緊急調査委員会の開催に加えまして、危険な分譲マンションについて助成の考え方を示して、禁止命令、退去の促進についての事柄を特定行政庁に通達を出しているという事実を記しております。

「主な経緯」で前回ご説明しましたことに加えまして整理をした事柄は以上でございます。

異座長 ありがとうございます。それでは、これからただいまのご説明を踏まえましてご議論をいただきたいと思っております。委員からどうぞご自由にご発言をいただきたいと思っております。

小谷委員 一番最初の資料1-1の2ページ目の上のほうに(2)「処分、告発」とございまして、2つ目の丸ですけれども、姉齒建築士について建築基準法違反として告発と。これは実際にはどういう条文に対応するのか、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

建築確認のところには建築主というのが書いてありまして、構造設計士というものが出ていない。それから、たしか基準法の最後のほうに罰則というのがありまして、そのどのんなどころに対応するのか、ちょっとだけ説明していただけますでしょうか。

小川建築指導課長 罰則の規定のころにあるのですけれども、建築基準法の20条で、これは既構造物についてもあるのですけれども、その違反ということで、罰則には設計者というのがございますので、そこで告発をしております。建築士でございますから。

寫委員 11月15日の伊藤公介議員が来たところですが、その後、テレビとか週刊誌とか、いろいろな報道を見ていると、前に聞いていたよりも詳しいことがだんだん出てきたような感じもするので、もう一回きちんとそのやりとりを説明してもらえますか。木村建設以外に東日本住宅の会長とか、そこで話が終わっただけではなくて、その後、住宅局長のところへ伊藤議員と2人だけが行ったとか、そういった話もありますよね。その辺がまず第1点です。

それと、国会の中で安倍官房長官の秘書官から電話があったという話がありましたけれども、その事実内容。もう1つは、公明党の議員も仲介のような形でこちらへ小嶋社長を連れて来たのか、あるいは紹介をしたのか。そういう話も出ていましたけれども、その辺も含めてお願いします。

小川建築指導課長 まず、15日の伊藤議員、それからヒューザー社長・東日本住宅会長の面会の内容につきまして、もう一回説明いたします。

ヒューザーの社長からは、まず住民への公表に当たっては、危険性の確認を十分行うなど慎重に対処してもらいたいと。それから、国指定の確認検査機関が偽装を見逃しており、国にも責任があるので、公的支援等、資金というようなことも含めての支援ということでございますけれども、そういうお話がございました。私のほうから、議論としてはややすれ違いにはなるのですけれども、当然、住民の安全確保を最優先に考えているということと、居住の安定確保のためには、公的住宅といったことを使ったをエリアなどの変更も考えていますというふうにお話をしました。東日本の会長さんはほとんどお話がございませんが、記憶に残っているということであれば、自社の物件については解体するというようなお話がございました。千葉ニュータウンを造成するに当たって、中心にご活躍をしている企業だというようなお話もあったかと思えます。

それから、伊藤議員につきましては、専ら私どものやりとりを聞く側に回っておられた

ということでございます。

山本住宅局長 伊藤先生と建築指導課長、それからヒューザーなどの関係者とのやりとりは、当初は指導課長のところにお見えになったようではございますけれども、たまたま私どもの審議官が出張中ございまして審議官室が空いておりましたので、審議官室の中で行われました。当日11月15日は、私ども住宅局としましては、三位一体改革の対象として公営住宅建設費補助を廃止して税源委譲しろという課題が俎上に上っておりまして、官邸で官房長官のもとで大臣がやりとりをされる。そこで住宅局に対して官邸から宿題も出ておりますので、その宿題をどういうふうに返すかということ。その返し方を関係の国会議員の先生方にもきちんと説明する必要があるという、三位一体改革の非常にハイタイムのときでございまして、私、この日だけでも7名の国会議員の方にご説明するという出たり入ったりして、夕刻には大臣にレクした上で、大臣のお供で官邸に行く。官房長官室で打ち合わせがあるというようなタイミングでございましたので、外におったわけでございますが、帰ってきて、秘書から審議官室で伊藤先生自らお見えになってやりとりが行われているという話を聞きました。

それで、私、局長室で三位一体の事柄の整理をして、次の説明の準備とか人と会う準備をしていたわけでございますけれども、審議官室でのやりとりを終えられて、指導課長と一緒に私の部屋に來られまして、短い時間であったということもあって、やりとりの細かい話は多くはないわけでございますけれども、明確に伊藤先生がご発言になったこと、私にご説明したことのポイントは、今回の事案に関して、国としてはどういうふうな対応をする考えなのか。現実に危険な建築物に住んでおられる方もあるということになると、どういう対応をするのかというお問い合わせがあったと記憶しております。私のほうは、国としては、現に目の前に危険な建築物があって住んでおられる。ですから、事柄が危険であるという事実が確認され次第、このことをお知らせした上で直ちに退去していただく必要がある。したがって、退去していただく住宅を用意した上で、いろいろな建築基準法上の命令もかけていかなければいけないので、そのことを一番大事に考えていますと。まだ確認の前ではありますけれども、どのような住宅が使用可能であるか、公営とか公団とか準備をしているところですよということをご説明したところでございます。

それから、安倍官房長官の秘書とのやりとりについては、国会の証人喚問の場でいろいろありまして、その結果を踏まえまして、大臣官房のほうで、国土交通省の局長以上の者

に対して働きかけがあったのかどうか。あったとすれば、どういう働きかけであったかという確認をしたわけでございますけれども、そのような働きかけはなかったということを確認したわけでございます。なお、住宅局に関しましては、そのような働きかけはないということを私自身が確認をしております。

それから、山口那津男先生のところでございますけれども、これは国会でも一般質疑の中で私自ら答弁いたしましたけれども、これは「主な経緯」の中でも記しておりますが、11月7日に、私どもの国会連絡室を通じまして、国会連絡室に山口那津男議員の秘書から、マンションの確認についての担当者名を電話で教えてほしいという要求があったという紙が回ってまいりました。したがって、担当者自身が電話をいたしまして、そこでも山口那津男議員の秘書から担当者を教えてほしいということでもございましたので、担当者から、それは私でございますということを伝えたとところでございます。それ以外のやりとりは山口議員とは一切ございません。山口議員の秘書ともありません。以上でございます。

寫委員　そうすると、伊藤議員は建築指導課長との議論のときはほとんどしゃべらなかったということで、伊藤さんは、何のことがよくわからないとその後の会見でも言っていますね。それが、今度は伊藤さんが1人で建築指導課長と住宅局長のところへ来た。そこには小嶋氏とか東日本住宅の人については来ていなかったわけですね。

山本住宅局長　はい。

寫委員　聞いた感じで、全く知らないし、課長と話しているときはほとんどしゃべらなかったのになぜと、そういう違和感はなかったのですか。

山本住宅局長　それは課長へのご質問ですか。

寫委員　ええ、両方に出席しているわけだから。

小川建築指導課長　建築確認で今回問題になっていきますのが民間がやっているというようなことについて、なぜこんなことになっているのだというようなご発言はチラッとあったと思いますけれども、要するに、事ほどさようにという形で、こういう手続なり何なりについては余りご存じないという印象でございました。

寫委員　局長に会いに行きたいと言ったのは、ほかの人たち2人も会いに行きたいと言ったけれども、2人は残されたという感じなのですか。

小川建築指導課長　そうではございません。大体終わって出たときに、これは審議官室

と局長室は隣り合わせでございますから、局長がいるようだということでそのままということでございます。

寫委員 そうすると、残り2人も一緒について行くのが普通でしょう。残り2人はついて来なかったのですか。

小川建築指導課長 ええ。部屋が一体ではございませんので。

寫委員 だから、小嶋社長と東日本住宅の社長は。

小川建築指導課長 ついて行きたいとか、そういうことはありませんでした。

寫委員 それは、やはり局長に会うランクが違うということですか。課長はゼネコンの社長には会うけれども、局長だと会うには恐れ多いというのでやめたわけですか。

小川建築指導課長 要は、アクションみたいなものは全然ございませんでしたので。

寫委員 課長のほうから、「あなたはここで待ってください」ということだったのですか。

小川建築指導課長 そういうことも言いませんでした。

寫委員 それから、上申書を出しているという話がありますね。安倍さんの秘書にも上申書を出したと。そういう関係もないのですか。

小川建築指導課長 ヒューザーからののですか。

寫委員 小嶋社長から。

小川建築指導課長 私どものほうにはファックスが送られてきておりますが、その中に大臣あての上申書と称するものもございました。

寫委員 それは、安倍さんの秘書を通じてもきたのですか。

小川建築指導課長 いいえ、それは全くありません。ヒューザー社からファックスがきました。

寫委員 そうすると、安倍さんの秘書からきたのを受けたという人は国交省の中には誰もいないわけですね。

山本住宅局長 おりません。

寫委員 伊藤さんが突然、大臣が国交省の課長のところへやって来たり、元国土庁長官が住宅局長に突然会うとか、そういうことはよくあるのですか。

小川建築指導課長 伊藤先生から電話が直接私のほうに入りました。もちろん、元国土庁長官というより、そのときの住宅・土地調査会長さんでいらっしゃるしまして、私もすぐ

にお声で判別はできませんでしたが、数秒でハッと気がついて、「伊藤です」というだけではわかりませんので、いわゆる住宅・土地調査会長の伊藤先生ということは電話でわかりました。それも含めて、いろいろなお問い合わせを幅広くいただくことはございます。

寫委員　では、それ以前にも伊藤議員からはいろいろな問い合わせが電話や何かでもときどきあったわけですか。

小川建築指導課長　私にはございません。

寫委員　これは、土地・住宅調査会長ということが大きな意味合いを持っていたのですか。元国土庁長官ということが大きな意味合いを持っていたのですか。

小川建築指導課長　私のほうからの印象ということでございます。

山本住宅局長　先ほど説明しましたように、三位一体改革でどうやって仕事をきちんとやっていくかということが最大の関心でしたので、三位一体改革の対処方針については、この前後に私が伊藤先生にもお会いしております。偽装の問題についてのご下問なり、やりとりは一切ありませんでしたので、そういう状況の中での出来事だにご理解いただきたいと思います。

寫委員　課長と局長のときに、伊藤さんのほうから具体的にこうしたらいいのではないかというアドバイスとか、そういうのはあったのですか。

小川建築指導課長　私のときはございません。

寫委員　局長のときはどうですか。

山本住宅局長　具体的に国としてどうしろというアドバイスはなかったと思います。この事態について、隣で彼に話を聞いてもらったという前置きがありましたので、両者とも非常に真面目に仕事をやってきた、きちんとした会社だと自分は思っているという前置きがありました。それで、国としてどういうふうに対応する考えなのかというご発言だったと記憶しております。

寫委員　それは、両者に対して国としてどう対応するかということですか。

山本住宅局長　ええ。この事案についてですが。

　　私どもは、この事案を認知してからの対応で一番正面の問題意識は、既にでき上がって、そこに生身の人間が住んでいる。これは命に関わることなので、どうしてこの問題に対応したらいいかという、その1点に絞っておりました。東日本の方は建築中の物件でしたので、頭の中には現に住んでおられる方について、現実の危険をどうしたらいいかとい

うことを本当にやりとりをしたと思います。

巽座長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

和田委員 経緯の中に、1年か1年半前にERIで何かあったということについて、今日いただいた経緯などにもっと前のお話が入っていないような気がするのですけれども、その辺はかなり大変なことだということで、黙っていようというようなことがあったのかなかったのかが一番気にかかるのですけれども。ERIとの出来事、もし書類が出ているとわかりやすいと思うのですけれども。

小川建築指導課長 そういう偽装の指摘が1年半ぐらい前にあったということでございますけれども、私どものほうでその当時の人は人事異動で代わりますけれども、担当の係長に記憶をたどっていただいて、その当時、ERIとか、あるいはほかの形、例えば107日のような形でそういった指摘を聞いたかということを確認いたしました。すべての人間がそういうことは覚えていないというふうに答えております。

巽座長 ほかに。

鳶委員 1つだけ。安倍さんの秘書は、報道されるところによると、次の次の次官の人に電話をするとかなり具体的に言っているんですね。そして、いろいろな報道で伝えるところによると、小嶋氏はその秘書からまた「大変だと言っていた」というような電話をもらったというようなことを言っていますね。そうすると、安倍さんの関係者と全く接点が無かったということになると、秘書の方が一方的にそういう判断をして小嶋さんにかけてというふうになるわけですが、そのところはそういう理解でよろしいのですか。

山本住宅局長 省の幹部、局長以上に、次の次の次官というご発言があったので、局長になっていない者は次の次官にならないという判断で、官房のほうで調査したので、どういう判断で調査したのかわかりませんが、局長以上に調査したところ、安倍先生の事務所から働きかけを受けた者はいないという結果であったということでございます。秘書が電話を受けたかどうかということについて、私は調査の責任者でもありませんので、わざわざのご指摘ですので、そのことについてどういう調査をしているか官房にも確認してみたいと思います。

大河内委員 ピントがズれているのかもしれないですが、国交省の対応がわりあい早かったなど。住んでいらっしゃる住民の方に対する支援策が早いという印象が一般的にあると思うのですけれども、私どもが考えるには、この偽装の問題に対して責任を感

じて対応をなさっているように感じられまして、どこに責任を感じて早い対応策を出されたのかということですが、先ほど人命に関わることなので対応を急いだということで、例えば建築確認についてやはり国にも責任があるというふうに思われたとか、そういうことではないのでしょうか。つまり、耐震性に問題のある建物はほかにもたくさんあると思うのです。今度の偽装に関わらなければ、昔の古い建物とか、きっと人命に関わるような建物に住んでいらっしゃる方はたくさんいらっしゃると思うのですけれども、その辺の分け方をどういうふうに考えられていたのかお伺いしたいと思います。

山本住宅局長 非常に大事なご質問だと受けとめております。世の中の誤解で、ほかの議論もたくさんあるのですが、既存不適格、56年に新しい耐震基準を導入したより前の建物は新しい耐震基準には合っておりません。そういった時代に建てられた古い鉄筋コンクリートの建築物、マンションは、今回の姉歯と同じか、あるいはそれ以上に危険なのではないか。それに対して、おまえたちは放っておいていいのか。それを放っておいて、これだけ急ぐというのは何か後ろめたいことがあるのかどうかというお話があるのですが、国に責任があると考えているから急いでやったのかというポイントですが、そこは全然認識が違うのです。古い耐震基準は、私も専門家ではありませんので、今回の事案があって専門家からいろいろ教えていただいて理解した限りでご説明いたしますけれども、旧耐震基準も非常に大きな地震に対して大丈夫なように耐震基準を持っております。ただ、耐震基準の思想が違うのです。私、素人が言って間違っていたらぜひ直していただきたいと思うのですけれども、古い耐震基準の思想は、鉄筋コンクリートの建物がこの世に生まれて使われて、やがて除却されていくというライフサイクルがありますけれども、その間に何回か経験する可能性のある非常に大きな地震、例えば耐用年数60年としますと、20年サイクルで2~3回起きるとされる非常に大きな地震、具体的には震度5強、6弱といったような地震が起きても、鉄筋コンクリートでできた建築物は、その経済的価値を失わない。ひびは入るかもしれないけれども、少し手を入れたり、色を塗ったり、壁を塗ったりすれば、引き続ききちんとした鉄筋コンクリートの建築物として使っていける。鉄筋コンクリートの構造物はそういうものだという思想で基準が設けられている。そういう基準で設けておけば、滅多にこないような本当に激烈な地震、具体的には震度6強とか7の地震がきた場合でも、人の命に関わるような壊滅的な崩壊はしないだろう。そういう推定のもとに耐震基準を維持して建築活動をやってきたというふうに理解しているわけです。

ところが、宮城県沖地震などを経験して、特に直下型は局部で激烈な震度7などがきますので、そういうものがきたときに、旧耐震基準だと、本当に激烈なものがきた場合に、壊滅的に崩壊してしまう。カストロフィックに崩壊してしまって人の命を奪う。だから、本当に激烈なものがきたときに、経済価値は損なわれて全くだめになってしまうけれども、そこで建物を利用して、住んでいたとか、事務を執っていた人間の命に関わりがないようにする。そういう基準を56年には新たに導入したというふうに理解しております。

今回の姉齒の場合は、第1も第2もいろいろな力を操作して、低い力しかやっておりませんので、耐震の数値が0.5未満であれば震度5強程度の地震でも壊滅的に倒壊してしまう。そういう非常に危険な建築物だというのが、当初、私どもが設計図書をいただいて、建築研究所などで再計算させたりした結果、17日に公表するまでの間、ギリギリ整理をして到達した私どもの認識です。したがって、15日に会ったときも、ほぼその結果が出て私もレクを受けていたのですが、私どもは世の中に存在する既存不適格、危険な建築物とはわけが違うほど非常に危険な建築物に300世帯近くの方々が、当時は300世帯まではわからないですけれども、実際に計算した人が住んでおられるマンションは2棟でした。しかし、現実には子どもたちと一緒に住んでおられる。それで、5強ぐらいの地震がくれば壊滅的に壊れて人の命を失う。それで、これは何とかしなければいけないというのが基本なのです。それは、今は半分以上出ていただいておりますが、まだ残っておられます。今この時点でも危険があるわけです。

年未年始も私どもは管理職と一般職員のチームで24時間体制で連絡体制をとりましたけれども、そういう危険についての問題意識を持ってこれまで対処してきているということです。出ていただくためには、単に移転費用とか移転期間中の家賃だけではなくて、実際にそのマンションをどうやって建てかえるかということについての国とか公共団体の方針がある程度示されなければ、やむを得ないから出て建てかえまでいこうというふうに分譲住宅居住者は決心できませんので、大臣の言葉では、トータルな対策をパッケージで整理してお示しする、それで退去を促すということが一番の主眼でございます。

巽座長 よろしいでしょうか。

小谷委員 この件に関しては、指導課のほうにも質問していることですが、今回の危険であるという判定が余りにも早く出され過ぎていないかということをおは心配しています。というのは、国交省のこの事件に対する対応が適正であったかどうかということ

を判定するというのがこの委員会の目的であるということを考えますと、やはり国交省の対応が妥当であったのかということが非常に重要な問題になるかと思えます。

建築基準法には余り技術的なことが書いていなくて、その下の政令のほうに構造計算とというようなことが書いてございます。その中に、構造計算として3つの構造計算方法が書いてございます。1つが今の保有水平耐力が十分あったかどうかという判定、それが許容応力度等計算と呼ばれている計算方法にございます。そのほかに、限界耐力計算という非常に専門家にもわかりにくい計算方法があり、そのほかに超高層建物のように、地震がきたときにどういう揺れをするかを一々計算して安全性を判定するという、大きく分けて3つのやり方がある。

その中で一番簡単なのが許容応力度等計算というやり方であって、一番よく使われているやり方ですけれども、それと同時に、一番略算的なのというか、大ざっぱに判定するやり方である。人を退去しなくてはいけない、あるいは建物が安全かという判定をしなくてはならないということになりますと、もっと高度な設計方法、あるいは判定方法を用いて判断してもよかったのではないかと感じるわけですが、その辺についてどのようにお考えなのか。正式な委員会の場でのお答えをいただきたいと思えます。

山本住宅局長 必要がありましたらまた課長からもう少し詳しく説明させたいと思うのですが、私が理解している限りは、建築基準法が定める基準、もちろんいろいろな項目を法律で定めますけれども、具体的にどういう耐震性能を求めるかということを政令で書いておきまして、そのことを認証する方法、基準法が求める耐震力を具体的建築計画が満たしているということを証明する方法として、今おっしゃった3つの方法を規定していると私どもは理解しております。

これを建築確認の過程で確認をしていく必要があります。法律で定める基準を満たしているかどうか。法律の適合性を確認する必要がありますので、その確認の方法は申請者に任せられております。その3つの方法のうち、いずれを取るかは申請者に任せられております。申請者が選択をして、この方法で自分の建築計画は法律が求める基準を満たしているということを証明をして、それを建築確認過程で、そのとおりだということを念を押して済証を出せば着工できるという仕組みになっているわけですがございます。

したがって、私どもも建築確認過程でどういう問題があるかということを検証する、その過程で建築基準法が求める基準を満たしていない可能性があるというときに、もちろん

時間が無制限にあれば、おっしゃるような非常に高度で時間がかかるけれども確かな方法をとることはできると思います。あるいは、申請者がそういう方法をとってきたのであれば、そういう方法で確認せざるを得なかったと思います。しかし、申請者が第1の方法でやっている。しかも、もし基準を満たしていなければ人の命に関わる。その判断をしなければいけないというときに、私どもは申請者が選んだ方法に従って設計図書があるので、それをきちんと専門家に検証させて大丈夫かどうかということ判断したということでございます。この緊急調査委員会の目的は、おっしゃるとおり行政対応のあり方でございますので、ぜひその部分の議論は深めていただきたいと私ども自身は思っております。深めていただいて、別途の方法があったのであれば、将来またこういうことがあるかもしれませんので、きちんと記して間違いのないようにやっていきたいと思っておりますけれども、私どもはこの2カ月余り、この問題にそういう考え方で取り組んできたということでございます。

小谷委員 建築確認と構造物の安全性の判断というのは違うことであると私は思うのですけれども、それを建築確認を提出された構造計算の方法に従って追認したということが問題ではないか。これだけ人が出て行かなくてはいけないというような判断をすることになれば、それは現代において最高の技術を使って判断をするということがむしろ望まれるのではないか。これは、このマンションから退去して非常に不便な生活を強いられるような方々のことを考えると、やはりかなり高い技術の構造計算をしてでも判断をするべきではなかったというような気がいたします。これは個人の意見でございます。

巽座長 ありがとうございます。ほかの委員は。

井出委員 今日イーホームズの藤田さんが見えになっているようですが、確認ですけれども、以前、藤田さんはここでヒアリングにおいてくださったときに、1年半前にイーホームズは姉齒の件を通報していると。それがこれまで放置されていたというふうな趣旨のことをたしか言われたと思うのです、私の聞き間違いでなければ。それで、確認ですが、先ほど1年半前に連絡したと言っているが、記録がないというふうなお話だったのですか。

小川建築指導課長 1年半前に、その当時、関連する構造、あるいは民間確認検査機関の担当の係長に、その時期におけるそういった通報、これはE R Iからの通報、一般の方からの通報があったかどうかを聞きましたが、すべての人間がなかったというふうに答え

ています。

井出委員 ここは、お互い水かけ論のようになってしまうのです。藤田さんがいらっしゃるから、もし藤田さんにそのときの記録があれば出してほしいのですけれども、それが1点です。それは今、藤田さんは聞こえているでしょうから、もしできたらそういうことをしてみてください。今でなくていいです。

それからもう1つは、非常に唐突な質問をしますけれども、今回の事件が発生して、どこに責任があるかということについてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。例えば姉齒さんだけでなく、元請の設計士とか、国のほうとか、いろいろなあれが出ておりますけれども、それはどことどことどこは、あるいは誰は責任があるというふうに考えていらっしゃいますか。

山本住宅局長 偽装があるかないかを今まだ調査している最中で、207件の姉齒元建築士が設計したのものについて、4つ残っているけれどもほぼ出ました。今まで特定行政庁を煩わせて800余り調査をお願いしていますけれども、偽装ありと報告のあったものは姉齒建築士が設計したものだけだそうです。まだ調査が残っておりますので、今回事案自体がどういう広がりを持って、どういう構造を持っているのかという事実関係を整理した上でないと、いずれにしても断定的なことを申し上げるのは難しいと思うのです。ですけれども、姉齒さんが故意に構造計算書を偽装したということに責任があることは論を待ちませんけれども、姉齒さんが申請した建築確認を民間確認検査機関であれ、特定行政庁であれ、見逃してしまった部分にはもちろん過失があると思います。その過失の対応は非常に立体ですので、ぜひご理解いただきたいと思うのですけれども、姉齒元建築士は、昔、偽装した場合の偽装の対応は非常にティミッドです。したがって、おずおずと間違いが指摘されると困るという形の偽装をしております。今整理をしておりますけれども、時間がたつにしたがって非常に大胆に、この3年間は非常に数が増えておりますけれども、それも極端に大胆である。大胆という意味は、要するに入力する力を低減させて、違う入力をして、要するにオーケーが出たものを後ろにつけているという非常に大胆な手口ですので、非常にティミッドになかなかわからない偽装を見逃した場合と、無茶苦茶な構造設計をして大胆に計算書を偽装して持ってきたものについて同じ過失とはとても言えません。ですから、過失の対応も違います。そういった事柄をよく分析、整理をして、それから確認機関の責任は問わなければいけないと思っております。ですから、そういったような状況で、

今この時点でご質問に対して断定的には言えないということに尽きると思います。

井出委員 ありがとうございます。断定的に言っていただくと思ったのではなくて、どの機関は一定の責任があるというふうな意味でお尋ねしたわけで、はっきり申し上げれば国も一定の責任があったのだろう。例えば監督責任という問題がありますね。だから、国はこの制度が発足したときに、プログラムを私も誤解しておりまして、30年も前からこれについては運用されていたそうですが、この制度が発足した以降ではあっても、こういうものについて、今、姉齒さんのしたようなことがされる可能性とか、あるいは実際にされたという情報とか、そういうふうなことは全然お耳には入っていないのですか。

小川建築指導課長 後ほど資料3でそのあたりは全体をご説明させていただきたいと思えます。

井出委員 わかりました。

鳧委員 今の責任の問題ですけれども、ここの委員会とか勉強会の中で、普通の車とか家電というのは、自分たちが買って、それを試すことができ、問題があると製造物責任者、製造した人が責任を持つということになっているわけですね。しかし、一戸建て住宅は別として、マンションとか、ホテルとか、公共の建物というのは、買う人とか、そこを使う人は決して中を見ることできないわけです。特にマンションでも青田買いみたいな形があって、モデルルームは見れるけれども、構造までは見られない。にもかかわらず、そういう建物や物件が建てられてきたということは、基本的にはつくる人たちや設計者たちの安全・安心、生命や財産、そういったものに対する基本的なモラルといいますが、そういうものがあるのではないかという前提。そして、その後には自治体とか検査機関とか国が検査して、それをまた担保しているという前提がある。こういう2つの前提の中で、皆さんは人生で一番大きい買い物をしてきたわけです。

そういう意味でいうと、その前提が全部崩れてしまったわけですね。だからこそ、一体誰に責任があるのかということの構造解明が今行われているのだろうというふうに思うわけです。その過程の中で、今、国とか検査機関の話が出ていますけれども、あるいは設計士、設計事務所の話も出ていますけれども、同時に、今までの国会の議論などを聞いていると、建設の業者、あるいは売り主、あるいは総研といったコンサルタント会社、こういったところも、つまりコンサルタント会社というの、ここ数年か10年ぐらいの中に出てきた業態だというふうに聞きますけれども、我々が知らなかったようなところもこの問

題に関与していて、そこがかなりの大きな力を持っていて、設計事務所やいろいろな建設会社というのも言うことを聞かざるを得ないという側面もあるわけですね。そうだとすると、責任の範囲というのは、今のところ、国とか検査機関とかいろいろなことが言われていますけれども、どこまで入るのかというようなことも今の段階でわかっているのか。あるいは、今後そういうことをどうするのか。特にコンサルタント会社というのは全く責任をとるシステムの中に入っていないわけですね。そういうような問題というのは、今回の問題の中で非常に明らかになった特色ではないかというふうに思うわけですが、その辺についても、今、何となく責任をとるというふうになっているけれども、範囲とか、とり方とか、応分の負担というのはどういうふうになっているのかというところが非常に曖昧になっているところが何となく気になるというか、恐らく住民の人たちも気になっているだろうというふうに思うのですが、その辺をもし今回答できる範囲でできたらお願いしたいと思います。

山本住宅局長 先日の衆参で同日に参考人質疑がありましたときに、参のほうの国土交通委員会では、今回の偽装案件の被害者の方が分譲住宅居住者の方とホテルの経営主が来られまして、ホテルの経営主の方は意見陳述でやりとりを私も聞かせていただいたのですが、そのときに、私たちの整理では、賃貸住宅の経営者、ホテルの経営者は事業者であると。自らのリスクにおいて仕事をする事業者なので、これは我が国の法律が定めるところに従って最終的には民事裁判で責任関係を確定してもらって、救済されるべきものは司法手続を通じて救済していただく、これが基本であるということで対処しております。この危険な建築物、マンションができたことについて、全く責めのない分譲住宅の居住者について何ができるかということを整理していくという前提としてそれがあっただけですが、マンションの経営者の方は、設計者だけではなくて、建築業者とか、あるいは資材の購入とか、そういったことについて選択の余地はなかったという陳述をしておられました。なぜなかったかという、総研がそれをすべて押し切る。ですから、総研とホテルの経営者との基本契約で契約をしたために、ホテルの経営者はそれをすべて縛られたということですね。しかし、自ら約束したことについての責任は自らとるという法律の原則からしますと、総研と契約は自由にできたわけですから、ホテルの経営者はそこと契約したばかりにすべてを縛られて、本来、適法な建築物をつくるのが建築主の責任でございますけれども、そのためにはきちんとした設計者を選んで適法な建築物の計画を立てる。それ

で、法律上の責任を全うするというのが建築主、あるいは分譲住宅であれば売り主の責任であるわけですが、ホテルの経営者はその部分についてすべてを総研に一任していた。そこに今回の問題がある。

そういう一任契約についてどういうふうに取り扱うかというのは、確かにこれからの課題になると思います。法的に全く規制されておりませんので論議の余地はあると思いますが、しかし、基本契約を自由に結ぶというところを法律で今後縛っていけるのかどうかということを真面目に考えると、なかなか難しいと思うのです。ですから、実務の世界でそういう実態があるというのが今度非常に明らかになって、その問題点も明らかになったのですが、何が実際にできるかと考えると非常に限られてしまうという印象を持っているわけでございます。

鳩委員 総研というのは、言ってみれば、どの程度の力があつたのか。あの証言からすると相当力があつたことはわかるのですけれども、基本的には設計全体に対して責任を負うような法的な根拠とか、そういうものは全くないわけですよ。そうすると、今後まああいうコンサルタント業者というものが大きな力を持ってくる可能性があるとする、そこら辺の問題というのは今回の問題の中でどういう位置づけになるのですか。契約はホテル業者とかマンション業者が契約の自由があるから、そこと契約しなければいいではないかということだけでも、そういう魅力ある提案を持ってきて、そして、それが圧倒的な力を持っていた場合というのは、あそこの証言を聞いている限りはなかなか逃げられなかったという感じになりますよね。

山本住宅局長 ですから、非常に冷たいようではございますけれども、個別を所管する立場からは、最初の包括的な契約を結ぶときに慎重にやっていただく必要があるということに尽きるのかなと今は思っているわけです。

山田委員 責任論がしばらく続いて、今ごろになって申し上げるのも余り的確でないのかもしれませんが、責任、責任といいましても、私はよくわからないのですけれども、政治的な責任を言っているのか、社会的な責任を言っているのか、それとも法律的な責任をおっしゃっているのか。法律的な責任の中でも民事責任と刑事責任とありますね。民事責任の中でも、無過失責任というのがございますね。そのどこを言っているのか。その区別なく、責任がどこにあるのかなかったのかと言っても、ちょっとズレてくるのではないかと。私は、最前からお聞きしてまして、その区別を頭の中で、ここではどこの点を

おっしゃっているのかということに注意しながら聞いておりましたけれども、今一つよくわからない。既にある法律に基づく責任をおっしゃっているのか。これから法律を改正しなくても、こういう責任はあるのだというふうに捉えるべきだということをおっしゃっているのか。そういった点からもわからないので、今後、責任論をする場合には、大きくは法的な責任をおっしゃるのか、政治的な責任をおっしゃるのかぐらいを分けてお話しされないと非常に混同するのではないかと思います。

山本住宅局長 おっしゃるとおりだと思います。

井出委員 そうですね。私は、まさに法的責任を伺っております。

それからもう一つ、それこそとに戻る話なのですが、そもそもこの制度をつくることにもう一回返りたいと思うのですが・・・。

巽座長 確認制度の話ですか。確認制度の話は後で出てきますので、そのときにお願いします。

井出委員 わかりました。

巽座長 そのほかによろしゅうございますか。

では、私から一つだけ伺いたいのですけれども、経緯についてご説明いただきましたが、10月24日にイーホームズの立入検査を行っておられますね。それから、先ほどのご説明では、11月15日にヒューザーの社長がやって来て国の対応などについて議論しておられますが、この段階ではまだ国民には知らされておられないわけで、この事件が公表されたのは11月17日ですね。ずいぶん時間がたっていると思うのですが、どうしてこれだけの時間がたったのかということについてご説明ください。

小川建築指導課長 詳細に説明いたします。最初の26日からのやりとりでございますけれども、私どもとして情報をお話をいただいたのは10月28日、金曜日でございます。そのときのご報告は施工中・未着工の4物件ということでございまして、週をまたいでございまして、31日、月曜日になって初めて竣工済みの物件を含むものに疑いがあるということがございました。それで、竣工済みにも疑いがあるということを知りまして、31日、月曜日でございますが、イーホームズに対して偽装の疑いのある構造計算書について提出を求めました。未着工の1件分のみでございますけれども、これが4日、金曜日に提出されております。11月3日は休日だということもあったかと思いますけれども、11月4日にいただきました。

それで、この構造計算書がどういうふうに偽装・改ざんされているかということのチェックをする必要があるわけですが、それについて内容を確認する。これを行ったのが月曜日でございます。4日の金曜日から週をまたいで月曜日になったということでございます。

それがわかって、8日、火曜日でございますけれども課内、あるいは9日には関係行政庁を集めて対応を協議、あるいは千葉県の姉歯建築士の事務所に立入調査を要請をしているということでございます。ただ、この時点で判明しているのは偽装があるということで、その結果、実際に出現した建物がどういった危険性をはらむものかということについては、再計算をしてそれぞれの部材なり何なりを確認する必要がある。そういう強度を確認する再計算のために、構造詳細図、構造計算書についてご提出をお願いをしたわけですが、竣工のものが2件、それから工事中・未着工を含めて3件ということで、これが私どもの手元に入りましたのが11日、金曜日ということでございます。ここから夜を徹してということ再計算の作業に入りましたが、当然、再計算というのは一つ一つの部材についてもう一回入れ直すというようなことがございますので、その構造の再計算が12日、土曜日の深夜ということになります。ただ、これはそのときに1回出してみたということで、とりあえず取らせて出た結果が12日の深夜でございます。その再チェックと申しますか、間違いなかったかどうかというようなことを考えて、実際に大丈夫というか、作業が終わったということが言えるのは日曜日、あるいは月曜日までということでございます。ただ、13日の日曜日の時点で関係の行政庁には、14日には集まっていたというのでご連絡をしております。

それで、14日に関係行政庁の方にお集まりいただいたわけですが、やはり竣工のもの2件については結果は出ている、こういうことだということですが、残りの行政庁の方々については、やはり計算結果が出てみないことには、例えば住民対応ということ考えたときにどうなんだろうというようなことがございまして、そういう調整が私どもとしてはご連絡を受けてございまして、そのあたりで時間を要して、17日の夕方と申しますか、17日の午後行政庁のほうから所有者・入居者の方に連絡をし、この場合、ある意味では見切り発車で、判明しましたという自治体と、おそれがありますという自治体で対応が分かれたと記憶しておりますけれども、そういう形でアクセスをしたのと同時に、私どものほうで自主チェックをしたということがございます。一応それが流れでございま

す。

巽座長 どうもありがとうございました。

穂山委員 指導課長のほうから住宅局長のほうに、今回のこの事件について、情報という形なのか、どういう報告だったのか、最初にお話を持っていたというのは大体いつごろのことでしょうか。

小川建築指導課長 局長は出張があって、10日だというふうに私は承知しております。

穂山委員 11月10日ですか。

小川建築指導課長 はい。ほかの課の幹部には9日と。

巽座長 よろしゅうございますか。まだ伺いたいこともあるわけですが、時間の関係もございますので、次の議題に進めさせていただきたいと思います。

次の項目は「建築確認の民間開放について」であります。これについてご説明ください。

山本住宅局長 それでは、資料2をご覧ください。これについては、今の時点で私どもが新たにつくった資料は一切ございません。平成10年、基準法改正のときの資料をそのまま抜粋して持ってまいりました。

説明の前に一言申し上げておきたいのですけれども、平成10年改正に至るいろいろな検討経緯、特に阪神大震災という非常に大勢の貴重な人命を失った経験を踏まえて、建築行政の枠組みをきちんとしてほしいという当時の住宅局の意思でこういう結論を出してやった方向は、私どもは間違っていなかったと思っております。阪神大震災を陣頭で指揮しましたのが梅野という当時の局長でございます。もう亡くなってしまいましたけれども、全身全霊を込めてこの改革に取り組んだというものでございますので、ぜひご覧いただきたいと思うのです。

まず、諮問と答申という資料、2ページをご覧ください。諮問したときの諮問の趣旨を説明しております。諮問理由の中で、左側の枠の下のほうに「第一に・・・」とあります。阪神のいろいろな経験で、建築物の安全性を確保し、国民の生命、健康及び財産を守ることが極めて重要な課題だと。一方、地方分権とか、国際協調、製造物責任法を徹底させるといったような要請もある。これらに的確に対応できる建築行政体系の構築が求められている。こういう課題を踏まえて、21世紀に向けて建築確認、検査、定期報告などの一連の制度、それから建築士制度並びに建築設計業務契約の内容について、より効果的なあり方を検討する必要があるという問題意識で、「21世紀を展望し、経済社会の変化

に対応した新たな建築行政のあり方について」という抜本的な諮問をしておるところでございます。

それを踏まえて、5ページ以降、答申を整理しているわけですが、入口は「経済社会の変化と建築行政の課題」ということで整理しております。

6ページに、特に今回のことに関係します左側の(3)でございますけれども、「震災を踏まえ新たな視点からの安全性確保の要請」ということを記しております。ちょっと見ていただきたいと思うのです。大都市地域を直撃した阪神・淡路大震災においてずっと書いておまして、建築行政においては、安全性を中心とする建築物の質の確保や適切な維持・保全を図るため、建築規制の実効性を確保することが強く求められている。そのために着工前に行われる建築確認のみならず、施工時の中間検査や工事完了時の完了検査を着実に実施するとともに、違反建築物に対する是正措置や違反行為を行った者への罰則の適用・処分等を通じて違反行為に対する抑止効果を発揮することが重要である。しかしながら、大規模建築物の申請件数が増えること、新たなまちづくり関連行政へのニーズが高まっていることで、公共団体のマンパワーが追いつかない状態になっている。建築規制の実効性の確保のための法律的な執行体制を整備することがどうしても大事だというふうな問題意識です。それから、建築主及び建築士等の専門技術者による安全性の確保が的確にできる実施体制、それから、生産者の世界でもきちんとした生産体制の整備を図らなければいけないということです。

こういうふうな問題意識のもとに、改革に当たっての基本的考え方ということで、下の(2)でございますが、「新たな経済社会に対応した行政執行体制や市場の整備」ということを書いております。行政執行体制を実現するために、これまでの行政と民間の役割分担を抜本的に見直す必要がある。特に、従来行政が行ってきた建築確認・検査等についても、今後は行政側の十分な体制整備を期待することが難しいので、建築産業の成長拡大を通じて、建築士等の建築生産業務に携わる専門技術者の数が確保されてきているので、民間による多様なサービスの提供が期待できる状況になっていることを踏まえて、建築規制制度における民間の役割を積極的に拡大すべきであるという結論を述べております。具体的には、民間企業等が建築確認・検査を行政に代わって行う仕組みを構築し、行政による直接的な対応を中心とする枠組みから、監査や処分の厳正な実施などの間接的コントロールによる制度の適正な運営を確保する方式へと移行すべきであるという思想でございます。

この考え方に立ちまして、右側の でございますが、「講ずべき具体的施策」のところ
で、入口としては、8ページの左の上の に性能規定化ということを片方の改革の1つに
掲げていますので、これに対応した審査制度等の整備を言っているわけですが、下の
(2)をご覧ください。「民間企業・団体等を活用した執行体制の整備」ということでご
ざいます。建築主が自らの選択により、効率的で、かつ的確に建築物の安全性等を確保す
ることを可能とするために、一定の要件を満たし、信頼のおける民間企業・団体等が建築
主の依頼により建築計画の確認、施工時の中間検査や完了時の完了検査などを実施する道
を開くべきであるということでございます。民間企業・団体等の要件としては、技術能力
として性能規定化に対応した高い確認・検査能力や、一定の確認・検査組織等を有するこ
と。保険制度の活用等による事故や紛争等に対応した責任体制を有すること。第三者性
として対象建築物の設定者、工事監理者、工事施工者等の利害関係を有さないことなど
が必要であり云々と整理しているわけです。適法性の確保のために必要な検査業務の内容等
については、建築物の用途、規模、構造、品質確保体制等を踏まえて適切な設定が行われ
る必要がある。

「なお」というところをご覧ください。建築確認・検査を設計者等の自己認証に委ねる
範囲を拡大することについては、設計・施工段階での品質確保の体制、自己審査・自己検
査の公正さを担保するための方策等も含め、その可能性について今後さらに検討する必要
があるとしております。これは当時、改革の方向として2つの方向が論議されておしまし
て、1つは、建築確認・検査を民間企業にやっていただく方法で執行体制を効率化させよ
うという方向と、そもそも建築確認をやめてしまおうと。建築物について、資格のある建
築士が設計するわけだから、設計士に法適合する建築計画を立てさせるというのを最初
にして最終的な義務としようという議論が行われたと聞いております。このときの審議会の
結論は、そこまでは我が国の社会ではまだ時期尚早である。何もかも建築士に任せて、我
が国に出現する建築物の建築計画をすべて適法なものにするというのは難しい。したがっ
て、建築確認のうち、法適合性の確認・検査という、民間の方でも能力のある者であれば
できるものに限って民間開放しようという結論を答申で出したということでございます。

あとはいろいろございますけれども、今の思想で内部で立法作業を進めまして、具体的
な法改正案として用意しましたものが、後ろに付いておりますのは18ページからござ
います。 「建築基準法の一部を改正する法律案の要点」ということで説明しております。

建築確認・検査の民間開放のものの考え方をそれぞれ整理をして、ご説明して歩いたということでございます。この細かい説明は省略させていただきます。

それで、最後に、建築基準法改正のときの審議でございますけれども、29ページに法改正の衆参における審議の経過を記しておりまして、実は衆参ともに附帯決議が付いております。附帯決議の主な点は、1号、2号でございますけれども、民間機関の指定に当たっては、業務の公正・中立性の確保に特段の配慮をすることとし、建築物の安全性が低下することのないように適切な指導をすること。それから2として、公共団体に対し、本法の施行に伴う建築行政の執行に適切な指導、支援を行うこと。また、建築行政の執行体制の充実と民間機関の育成により、建築工事の中間検査の導入、違反建築物に対する是正措置の強化等、建築規制の実効性の確保に積極的に取り組むよう指導すること。さらに、中間検査については、できるだけ早期に中間検査の実施状況を勘案して、その充実強化のための必要な措置を検討することとされているところでございます。これらについては制度改正の課題にもなっているところでございます。

こちらからの説明は以上でございます。

巽座長 ありがとうございます。それでは、この建築確認の民間開放の問題についてご質問をお願いします。

和田委員 前々回でしたか、イーホームズの藤田さんに、曲げモーメントとか、そういうものをもう少し見て審査すれば、いいのではないかというご質問をしたところ、不作為行為になって訴えられてしまうから、設計者が一級建築士なので、これ以上のことは言えないのですというお話があったのですけれども、基準法の今の施行令第82条に、固定加重や積載・積雪、風や地震の力によって各部材に生じる力を計算すること。それによって断面に生じる応力を求めること。それが法律で決まっている許容応力度を超えないことを確認しなさいということがあって、いろいろな専門家に何うと、計算の方法は示されていないので「求めなさい」しかないから、確認機関は設計者に「どうしてこうなっているのですか」ということを聞いてはいけなくなっているというお話があるのです。要するに、私は民間開放はよかったと思うのですけれども、せっかく民間開放して、そこに技術者がいるのに、その場面でもう少し詳細にものを聞くことを拘束していたのではないかと思います。実際に行政にいらした方に伺っても、「それはやり過ぎになってしまうかもしれませんね」とおっしゃるのです。やり過ぎはいけなんでしょうけれども、なぜも

う少しきちんとやれと言わなかったのか。もしそのときに、民間の機関にここまで言っているよ、これ以上言っはいけないというようなきまりがあれば出していただけるといいのですけれども。

巽座長 今の点はいかがですか。

小川建築指導課長 安全確保というか、安全確認のための用語でございますから、しかも、補助員を使いながら資格者が責任を持って確認するわけでございますから、当然、構造計算の例えばモデル化がおかしいとか、あるいは今回のように、後ほど説明いたしますが、配筋、鉄筋というものを見たときに不思議なものであるといったときには、その原因を確認をしていただく。それこそまさに確認でありまして、それを確認することが結局、建物全体の安全の確認ということになります。私どものほうでそういうことを見るなどというようなことを言っていることは全くございません。ただ、もちろん100ページ、1,000ページについてやれということではございません。日にちは限りがありますが、当然主たる柱をずっとたどるとか、そういった形での確認といいますが、検証というものは可能でございます。また、設計者の方にそういうことでつぶさにお話を伺う。これは普通の特定行政庁の役割になっているというふうに、私どもは全くそういうふうに信じて疑っておりませんで、特にそういうことはお出ししているというわけではございません。

小谷委員 民間に確認・検査を開放したということは私自身は非常によい動きだったと思うのですけれども、やはりERIその他からいろいろと事情を聞いてみますと、余りにも民間の企業間の競争が激しくなりました、できるだけ早く顧客のニーズに応じて、短期間で建築確認を終わらせるという競争になってしまった。そのために望ましい、正しい建築確認が行われなくなってしまったというのが一番大きな問題ではないかと思えます。そういう点で、やはり特定行政庁、あるいは国が民間の検査機関をいかに監督するか、その体制をきちんとつくる必要があるのではないかと。

それから、現在の民間の検査機関を見ても、大きな建設会社の系列とか、そういう資本系列ができておりまして、自分の資本系列のところに建築確認を出すようなことも行われているというようなことを伺っております。やはりその辺をきちんと監督する体制をぜひおつくりいただければと考えております。よろしく願いいたします。

井出委員 基本的なことですけれども、確認機関の民間移管そのものは、申請件数の増大とか処理能力の問題がありますから当然ある程度は考えられることだったと思うのです

が、大変言いづらいけれども、日本の建築業界というのはそんなに正常な世界だったのかというと、必ずしもそうではなかったと思うのです。そうだとすると、民間に任せるといふことになると、どうしても安くて早いところに集中するというふうなことがあるわけで、それらについて、ここには確かに違反对策の充実とか、厳正なと書いてあるけれども、現実にそれで罰則がどの程度厳しくなったのですか。

巽座長 それでは、もう少しご意見を出していただいてから、その上でまとめてお答えいただきます。

穂山委員 30ページのところに衆議院の附帯決議で、1番のところに「民間機関の指定に当たっては、その業務の公正・中立性の確保」というふうになっているわけですが、これは実際にどのように担保されたのでしょうか。それから、特定の業種を制限するようなことがあったのでしょうか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

巽座長 そのほか。

井出委員 今の私の質問にちょっとだけ付け加えさせていただきたいのですが、こういう不正行為というものを念頭に置いてつくったかどうか、その1点を追加でお願いしたいと思います。

大河内委員 これも今さらという感じなのかもしれないですけども、6ページの最後のところに、今後は行政側の十分な体制整備を期待することが困難であることと書いてあるのですけれども、これについてももう少し詳しく知りたいということと、今振り返ると、やはり民間開放がこんなふうになってしまってよくなかったのではないかという意見は当然出てくるので、そのことを含めて知りたいということ。

それから、その次の7ページに、住宅市場の高コスト構造の原因が、消費者が的確な情報を入手することは困難で、市場が有効に機能していないからだというように書いてあるのですけれども、果して今回の問題などを見ていると、それから、性能や価格に対して客観的な情報を確実に入手できる条件整備というようなことがされてこなかったのではないかというふうに思うのですが、どんなふうにしてきたのか知りたいと思います。

鳶委員 先ほど井出さんが言ったことと多少似ているのですけれども、要するに震災とか、いろいろなことで民間委託をせざるを得なくなったといったときに、民間がやったり、あるいは建築業者というのは、モラルと申しますが、生命・財産に関わるものだから基本的にやるんだという前提でやっているのか。今回のように全く抜け道みたいなものがある

という前提で検査するのではずいぶん違うと思うのです。さっき思想というふうに言われましたけれども、今後の思想体系の中にそういうことも入れるということも考えておかなければいけないのかなというのが1つです。

それから、建築士をもっとたくさん用意しなければいけない。民間に委託する場合に当たっては絶対数を確保しなければいけないということになっていきますけれども、これは事実関係は私はよくわからないのですが、よく言われることは、実際には民間検査機関に行った検査する人たちは、かつて行政庁にいた人たちが民間に移っただけの話だということになると、もしそれが事実だとすると、絶対数が同じところで、ただ機関が移管したというだけになってしまうわけですね。そういう意味でいうと、新しい専門技術者の要請というものが具体的にどう行われてきたのかというようなことも大事ではないか。

それからもう1つ、これを見ていて思うのは、個人の家とマンションとホテルとか学校とか、そういう住む形態によって非常に個人的なものとか、公共的なものとか、あるいはたくさんの人たちが集合的に住むところとか、いろいろ違うわけですね。そして、その建物によって、個人だったらせいぜい2階か3階だけれども、高層マンションもある。そういうものが全部同じ確認制度になっているような気もするのです。そこら辺の実際もよくわかりませんが、そういうようなことは今後の建築行政の中でもっと変えてもいいし、例えば高層マンションなどを審査する専門の技術者と、個人の家を建築確認する技術者とではずいぶん違ってくると思うのですけれども、そういう流れというものは考えていなかったのか。考えていないとすると今後どうするのか、そういうようなこともちょっと知りたいと思います。

巽座長 ありがとうございます。

小谷委員 中間検査に関してですけれども、建築確認というのは計画の段階というか、着工する前にチェックすることである。中間検査は施工中に適切な建物ができているかということを検査するということになっていきますけれども、建築基準法の中間検査のところの条文を読みますと、中間検査において、建築基準関係規定を満たしていることを実測によって確認するということになっているのですね。ということは、建築確認と同じことを本当は中間検査でも求められていることになってしまう。だから、その通りに法律を解釈すると、構造計算で法律に合っているかということについても、中間検査で本来はやらなくてはいけないというような書き方になっているんですね。これは余りにも実情に合わな

い。中間検査というのは、やはり図面の通りに施工が行われているかということを確認するのが精一杯でして、中間検査のところが過大な期待をもって法律が書かれているのではないかというような印象を受けました。

穂山委員 2点ほど。1つは、確認申請を出しまして、これは認証が下りますまでに今は21日間というふうになっているようですが、これにつきましては、法律上、いつ、どのような形でそれが21日というふうになったのか。

それともう1つは、今回の退去命令などを出すに当たって、0.5という数字が出てきておりますが、建築基準法上の1というふうに解釈しますと、0.5というふうにしたときに、1と0.5ではどの適度の違いがあるものなのかというのがよくわからないので、その辺のところを説明をいただければと思います。以上です。

和田委員 構造の話ではないのですけれども、例えば斜線制限とか、集団規定といいますが、日照とか、それまで今は民間になっているので、例えば北海道に建てる建物を東京の設計者が大阪に出すというようなこともできてしまうわけですね。そうすると、そのまちに住んだことのない人が、景観まで見るのかどうかわかりませんが、例えば書類とルールだけでやるというのが集団規定のほうに入ってしまったいて、それは、その市町村の方が見るほうがいいのではないかという話題が最近出ていて、今日も話題になっている構造が大丈夫かどうかというのは技術的な問題なので、別に北海道で建てるものを大阪で審査しても構わないのかもしれないけれども、出すときに両方同じところではなくてはいけないというのを2つに分けてやるということもぜひ考えていただけたらと思うのですけれども。

巽座長 ありがとうございます。それでは、私が最後に、これは制度をつくられる段階で恐らく議論されたことだと思いますが、どういう議論だったのか、細かい点を伺いたい。今、和田委員がおっしゃったこととも関連します。

1つは、一方で特定行政庁も依然として確認をやる仕事があるわけですね。そうすると、特定行政庁もやる、民間確認機関もやる、その両方の関係はどういう役割分担関係を考えておられるのかということが第1点です。

それから、今、和田委員もおっしゃいましたけれども、建築基準は単体規定と集団規定がございますね。私の感じでは、単体規定は民間の機関にかなりなじむけれども、集団規定に関しては、やはりその地域に根ざしておりますので、地方の特定行政庁のほうなじ

むように思うのですが、両方に分けるというような考え方があったのかなかったのかというようなこと。

3番目に、株式会社でいいということになっておりますね。株式会社というのは利益を目的とするわけですから、当然たくさん仕事を取って、早く片づけて利益を上げようと。実際、配当もしておりますね。そう動くのは当然なのですが、これについて若干の歯止めはあるようですが、そういうことをもっと非利益的な民間団体ということも考えられたと思うのですが、その辺はどういう議論だったのか。

それから4点目は、一旦確認を通りますと、その民間確認機関は中間検査もする、最終検査もするというので、ずっと突っ走ってしまっているわけですね。どこにもチェックの機構がないわけで、確認を取る側からすれば、とにかく確認を取ることさえ一生懸命になって、その関門を通過しさえすれば後は一直線だということになるのについて、私はかなり危険が予想されたのではないかと思うのですが、その辺はどういう議論でそういうふうになったのか。そのあたりについてお聞かせ願いたい。

それから最後に、現状こういうふうになっていることについて、今の確認制度について国土交通省としてはどういうふうに見ておられるのか、そんなことでございます。中身がたくさんございますので口頭でお答えできることに限りませんが、ちょっと整理していただいて幾つかお答えいただいて、そして残りの部分についてはまた文書で後でお答えいただいて結構でございます。よろしく願います。

小川建築指導課長 十分お答えできることになるかどうかわかりませんが、答えさせていただきますと思います。

当然、罰則とか監督・処分の強化ということは言われていまして、例えば建築士、今回もあれしていますが、そういった処分基準の強化はこれを踏まえて行われております。それから、罰金とか、そういったものにつきましても、順次ということで実は15年改正のときには、例えばそういう悪いことをした会社については1億円の量罰規定というようなことも順次入れてあります。また、今回のものについても当然そういうことがございますので、量刑という形での議論をいただいております。

それから、中立要件につきましても、これは法律のときに十分ご議論いただいております。私どもとして制限業種、建物をつくるとか、設計をすとか、あるいはつくって売り買いをする、そういった業種が全体として一定の割合以下におさまるよという形で

しております。私どもの認識としては、いろいろなこういう形での民営といたしますが、民間開放の制度に比べて、何かこの部分だけ非常に制限業種に厚いというふうなものではないという認識を今持っております。

それから、民間の機関での検査員の育成でございますけれども、これは国家の企業判定資格者検定というものをやっております、これは昔は自治体の方が建築主事さんになる前の資格試験というような形でやっていたのですけれども、現在は民間の機関で補助員ということで2年ぐらいやっていただければ、建築士であれば受けることができるということで、これは毎年やっておりますけれども、現在の合格状況ですと民間と行政の方が大体半々ということでございます。そういう形で民間の方がどんどん受かってくれば、準民営というような民間の方も増えるのではないかと。制度の発足当初は、どう考えてもとりあえずは行政でそういう確認事務をやっている方にノウハウも含めて移行していただくという考えになっております。

それから、建築確認の日数でございますけれども、個人の住宅などについては7日、こういう構造計算書のチェックも必要というものが21日ということでございます。構造計算の部分について、さらにチェックに時間を要する。これは、私ども審議会のほうの論点でも出ておりますけれども、その場合は期間を延ばすことも必要ではないかというご意見はいただいております。また、個人の家といったところになりますと、例えば建築士さんが自分の責任で設計あるいは工事完了している場合には、かなりチェックする部分をその建築士さんに委任をするというような形で、どちらかという、全体のめり張りは効かせているということでございます。

それから、中間検査と建築確認との関係でございますけれども、確認さえ取ればということでございますが、中間検査の場で確認図書等のチェック、それから現在ですとどうしても確認図書との整合ということに終わることはあるのでしょうかけれども、その場でのいわゆる専門家の判断として、ここはおかしいのではないかとということであれば、現在の仕組みでも、止めて、それを是正を求めるということは可能でありますから、私どもは確認さえ取ればというよりは、そういう確認・検査といった全体の流れも含めて、建物がしっかり安全にできていくという仕組みをつくらせていただきたい。平成10年の改正も、大きく言えばそういう期待を持ってやらせていただいたのではないかとこのように思っております。

それから、遠隔地という意味でどうかということでございますけれども、一方で、特定行政庁のほうからすると、いわゆる報告徴収権、どこに下ろしたのかとか、あるいは場合によっては拒否権といいますか、不適合通知は民間が下ろしていますけれども、だめですよということで判断をするということがございまして、そういうもとの行政としてのルールをうまく使うということで、当然、一定の歯止めといいますか、困難は起こさずにやれるのではないかとこのように思っております。

それから、審査を分けるということについては、今度は逆にワンストップでの確認事務というものをいろいろ分離させていくということで、今度は建築主といいますか、建築を建てる側が荷重にならないかというようなご議論もあろうと思ひまして、そのあたりは十分慎重に考える必要があるかと思ひます。

それから、構造の数値のことでございますけれども、1.0とか0.5ということでございます。先ほど局長のほうからもお話をしましたように、今回のものについて、当然、非常に荷重を落としているものですから、柱とか梁について弱い地震についてもかなり大きく損傷を起こすということがございまして、それと本当の大きな地震がきたときにどれぐらいの数値で危ないかということとの兼ね合いで私どもは0.5というふうに1つの目安を出しております。この0.5というのは耐震診断などで扱っている数値で、危険性が高いというふうに判定をしています数値とほぼ同等のものというふうに見てございまして、その意味では大きな地震がきたときに人命を保持するという点については、それ以下の数字になるとかなり難しい部分が出るのではないかとこのように思っております。それに加えて、中規模な地震でも厳しいダメージが出る建物であるということでございます。耐震の問題というのは、揺らしてみても、たくさん壊してみても、経験値的に重ね合わせてこれだというのがなかなか出ないものですから、一般の方にパッとここで切れるというのは難しいのでございましてけれども、私どもとしては、非常に大きな地震に対するビヘイビアと、それから中規模な地震でかなり大きなダメージといいますか、例えば非常に大きく壊れて、余震とか、そういうことまで含めて考えると、建物の安全性が保証できないのではないかとこのように議論と一緒にして、こういうような判断をさせていただいております。

非常に雑駁で、たくさん答えさせていただいて恐縮でございますけれども。

巽座長 局長は何かお考えございませんか。よろしゅうございませうか。

山本住宅局長 基本的なところで、大河内委員のご質問で、答申の考え方で課題がある

なら人を増やすとか、そういった形で体制整備ができるはずなのに、ペロッと体制整備が困難と言っているところの問題意識はどういうことかというご指摘がありましたけれども、やはり繰り返し繰り返し国も地方も行政改革ということで人員はスリムにしていかなければいけないという課題がありましたし、地方行革の最中でもございましたし、今ももっと小さな政府ということで論議が行われていますので、もちろん特定行政庁の人員体制を拡充するというのが正面の取り組み方ですので、その努力を一切しないということではないのですけれども、なかなか願っても努力をしてもかなわないことだと。長い間、恒常的に人員不足で、建築基準法が現場においてなかなか執行できないということを繰り返してきて、その上での平成10年の改正の問題意識だったと私は受けとめております。そういう現実的な認識だったと思うと思います。

それから、鳶さんがご指摘になりました建築物の対応に応じて建築行政といいますが、建築確認の制度もいろいろ立体的に構築すべきではないかという問題意識については、実はこの答申の中でもそういう問題意識は当然ありまして、戸建て住宅から超高層まで全部一律に同じにやるということではありませんで、的確にやるべきだということを言ってくれておりますので、今、私たちが持っている制度が答申が言っているような問題意識をきちんと細部にまで動かしているかどうかについては課題がありますので、今回のことも契機に、制度改正ではきちんと追求していかなければいけないと思いますけれども、物の考え方としては、建物の規模とか、用途とか、そういうものに応じて制度は的確にあるべきだという指摘をいただいておりますのでございます。

巽座長 ありがとうございます。

小川建築指導課長 申し遅れましたけれども、大河内委員の市場での情報提供の話でございまして、実はこの改正の後、住宅の品質確保法という法律ができて、住宅の性能表示制度というものができて、その制度に乗った場合の紛争処理の仕組みができるとか、それから今回話題になっています瑕疵担保は、住宅に関しては10年の瑕疵責任というような制度ができております。実はこの答申、法律がつくられる過程では一方でそういう議論もございまして、法律の改正の後、そういう住宅の情報なり品質をきちんとやっていくということでのしっかりした法律がつくられているということを1つ申し添えさせていただきたいと思っております。

小谷委員 1つだけコメントさせていただきます。今の住宅局長からのお答えの中で、

特定行政庁の人数が足りなくなってきた、物件の数が非常に多くなって、それで民間開放せざるを得なかったという。それは確かなのですけれども、この間の愛知県のヒアリングのときに、結局、特定行政庁の扱う物件が減ったと。それは非常によかったのだけれども、その減った分だけ今度は検査員の数も減らされてしまって、結局は1人当たりの扱う物件数はほとんど前と変わらないようなことになってしまったとご説明がございますね。これは、きっと当初は予想していなかった事態が起こったのではないかと思います。

それからもう1点は、特定行政庁の負担をできるだけ減らすということがうたい文句でございましたけれども、建築の戦後の技術の高度化ということを考えますと、特定行政庁では審査できないぐらいに技術が高度化してしまった。それから、性能規定化されますと、性能というのは、こういう計算をして、この値を超えればそれでいいのだというのではなくて、非常に漠然とした言葉で書かれているもの、それを満足しているかどうかということ特定行政庁の建築主事では判断できなくなってしまった。それに対応するためには、やはりもっと高度な建築の専門知識を持っている民間の方に建築確認をお願いせざるを得ない状況になってきた。これが私は当時の民間開放の一番大きな理由ではなかったかと思えます。物件数が特定行政庁では扱えないような物件になったということがうたい文句になっていますけれども、実質的には全く違うところに原因があったように私は理解しています。

山本住宅局長 ご指摘のとおりでございます。先ほど見ていただいたところにも今の第2の論点は書いてありましたのでご紹介いたしました。

それから、第1番目の問題点はおっしゃるとおりでございます、私どもは非常に問題意識を持っております。今回のことを契機に、民間に開放したことが公共団体の建築の部隊をどんどん減らしていいということではありませんので、各県庁の行政組織をコントロールする総務部が、こういう制度改正を逆手にとって建築の部隊を減らしているという事実も散見されるわけでございますので、そういうことがあってはならないという話はきちんと言おうと思えます。

あともう1つ、常々の巽先生のご指摘の中で、株式会社で安全性をきちんと審査できるのか。儲かればいいからというので、安全性を見ないで確認してしまうのではないかとご指摘はたくさんあります。国会でもそういうご指摘をいただいておりますけれども、私たちはそういう考え方はとっておりません。民間企業だから悪いことをして儲けるのだ

という考え方はしていませんので、マネージメントがしっかりした考え方で、自分の仕事はどういうものかと。焼き畑のように目の前で儲かればいいではなくて、将来にわたって自分の会社を的確に経営していこうという意味を持っていれば、安全性を無視して、とにかく短期に安くやるという行動は絶対にとらないと思います。そういうきちんとした株式会社として行動をとっていただくために、制度的にもし問題があればもちろん手当てしなければいけないと思いますけれども、株式会社だからそういう仕事はできないという考え方は当初からとっておりませんし、今回、事件が起きた後、今現在においても私どもはとっておりません。必要な制度改革はやりますけれども、株式会社はやらせないという制度改革を私どもが推進する考えはないということでございます。

鳩委員 それはそういう考え方でいいと思うのですけれども、要するに、今の大きな思想の流れは官から民へということですね。その流れは多分変えられないと思うのです。しかしながら、どんな小さな政府になっても、国家がやらなければいけないポイントというのはあって、それは外交とか、安全保障とか、治安とか、そういうことがよく言われるわけですけれども、やはりもう1つは国民の財産・生命の安全をどう確保するかというのは、どんなに官から民へという流れの中でも国家が担うべき役割だろうと思うのです。そういう大きな流れの中にこの住宅の問題を位置づけると、どういう思想でこれを取り扱うべきなのか。阪神大震災のことがあった、あるいは検査の技術主事が減ってきたという目先の対症療法ではなくて、根本的な思想の問題からこの問題をもう一度位置づけ直すということも大事ではないか。

それから、今、株式会社はしっかりやってもらわなければいけないというのはそのとおりだけれども、やはりそれをチェックする機構がないと、例えば前回の委員会でもありましたけれども、相当日本中の人々が信じているようなゼネコンも名義貸しなどということをやっていたわけですね。ここ数年は名義貸しをやっていたとしても、ゼネコンの人たちがそこへ行って指導しているというけれども、それはここ3～4年の話で、もっと前は本当に名義だけ貸しているということもあるわけですね。だから、そういうような民は必ずいいことをするのだというふうに信じたいけれども、それだけではないということはどこで担保するか。それが官から民へといったときの国がやるべき最低限の制度設計の大事なところなのではないかというふうに思います。

巽座長 ありがとうございます。予定では3時半に終わることになっておりますけれ

ども、もう少し時間をいただいて恐縮ですが、大事な問題ですので続けさせていただきたいと思います。

それでは、もう1つ次の議題がございまして、「構造計算プログラムについて」のご説明をお願いします。

小川建築指導課長 資料3に基づきまして、構造計算プログラムの制度等々についてご説明いたします。あらかじめポイントをいただいておりますので、それに沿ってお答えをするというような形でまとめさせていただいております。

まず、導入に至る経緯でございますけれども、これは昭和52年、構造計算プログラムを事実上、非常にコンピュータが普及してきて使われるようになった。それを適正な利用をしていただいて、かつ確認事務を合理化するということで導入したものでございます。5ページをお開きいただきたいと思いますが、制度的には現在、省令で規定しておりますけれども、一番当初はこういう形で通達によって制度を運用していたということがございます。実際にプログラムについて指定を受けようと思う方は、そのプログラムについて申請をしていただきたい。

それを、次の6ページにございますが、日本建築センターというところで評定をし、その内容で建設大臣が認定をしますという仕組みでございました。

その後、8ページから変遷についてやや詳しく入れておりますけれども、まず8ページは、昭和56年8月15日ということで、これは先ほどから出ております新耐震基準が導入されたことによって、その認定の内容を少し変えたという部分でございます。

それから、10ページをご覧くださいますと、57年の事務連絡というのがございますが、これはいわゆるパソコンが使われるようになってきたということに対応して、パソコン用のプログラムについても一定の条件を満たせば扱いますよというようなことになっていきます。それから、10ページの下の方につきましては、パソコンの性能も上がってきたということで、パソコン関係の制限についても外すというようなものを入れております。

それで現在、1ページに戻りますけれども、平成12年、これは平成10年の改正を受けての省令の改正の中で認定プログラムの制度を省令の中で位置づけたということでございます。当然、プログラムにつきましては、にございますように、開発者ごとにいろいろなデータの入れ方とか、処理手順、解析手法が異なるということで、これは建築主事が見ても審査しにくい。それから、パブリックユースとございますが、当然そういうものを

つくって売っていくというようなことが予想されるということでございまして、その課題に対応したということでございます。

導入における検討状況でございますが、昭和46年から電算プログラムの評定委員会というものを各界の専門家の方を入れてつくって検討し、評定、認可していった。そういった仕組みを導入いただいて、昭和52年に、当時は指定でございますが、指定制度としてつくったということでございます。

それから、2ページでございます。プログラムの開発でございますが、現在、パブリックユースとしてここに書いておりますような幾つかのソフト会社がつくって、それを販売して個人が利用する。また、そういう個人のユーザーに対する研修等のサービスもするという形で売られているものが56プログラム。プライベートユースということで、これは大きな会社が自社で使うということで、当然、自社で使っているものを第三者が認定していただかなければ困るということで、認定を求めているものが50プログラムでございます。

この認定制度について内外で参考にした事例ということでございますけれども、そういった事例についての記録はございません。

それから、ピアチェックに関する検討でございますけれども、構造プログラムをどうするかということとは別の課題でございますが、当時、そういうシステムの必要性というのは議論がされていなかった。今、コンピュータのプログラムをお使いになるのはラージファームといいますが、大きな設計事務所とか大きな建設会社を中心だったということで、余りこういう議論はなかったというふうに聞いています。

それから、3ページの抜け道等不適切な使用のチェックということでございますけれども、これは設計者が適切な条件を設定したときに、プログラムをきちんと基準に従って実行するかどうかということを見ております。現在も一定のモデルの建物を入れてみて、そして、その結果がどうだったのかということでプログラム自身の評価といいますが、性能を判定をしています。ただ、今回のように、実はプログラム自身の中身ではなくて、プログラムがアウトプットしたものを例えば電子ファイルか何かに入れてしまうと、そこから先、コピーとかプリントができてしまうとか、あるいは紙で出しても同じですけども、切り貼ってもう一回コピーしてしまえばわからなくなる。そういった改ざんについては十分想定はされておりません。あくまでもプログラムがうまく使われるということで、エラーチェックとか、チェックリストとか、一貫処理であるとか、そういったものはチェック

はしていた。

それから、これまでの苦情や問題点でございますけれども、プログラムの評価基準を改定をする場合には、設計者・実務者の方々がお入りいただいて、開発者などからも意見を聞いて進めてきたということでございます。実務者のニーズといいますか、こういう使い方をしたいとか、こういうふうに自由度も上げてほしいとか、そういったものは入れてやってきましたが、構造計算書の偽装等の不正行為が行われているというような情報がこういう評定の場に出たということにはなかったということでございます。

それから、8番の「プロなら見破られる」ということで、これは実例を付けておりますのでご覧いただきたいと思います。11ページでございます。これまでに判明している偽装パターンということで、まとめて言いますと、1つは非常に単純な差し替えでございます。構造計算書のエラーが出るAというものと、出力結果にエラーが出ないように力などを低減させたBというものを2つ打ち出しまして、Aの前半とBの後半を組み合わせるとして問題がないように見せかけるというものでございます。

それから、2番目として比較的巧妙な改ざんがございまして、これは荷重、床の重さとか、そういったものを減らしていく。少しずつ削ってインプットしているとか、それから壁とか梁とか、そういったものをそれぞれ評価をするわけでございますけれども、そういう評価をして構造特性係数とか形状係数といったものを入れていくわけでございますけれども、そういったものを過小評価をして、結果的にエラーが出にくくしている。

それから3番目は、これは恐らく何回かプログラムを回すと何本かの柱や梁がいつまでたってもアウトのまま出てくる。それで、時間がないということで、アウトで出てきているところを切り貼りをいたしまして、セーフだというふうに個別の数値を改ざんしているというようなものがございます。

そのほかに、単なるミスかもしれませんが、構造計算と構造図が不整合だというようなものもございます。

具体的にどんなものかということで、単純な差し替えの例を12ページからご覧いただきたいと思います。セントレジアス船橋の新築工事担当者、姉齒秀次というふうになっております。その一部分をご覧いただきたいのですけれども、14ページをご覧いただきますと、14ページの(9)に設計用応力の割増しということで、地震荷重による応力、X方向、Y方向、1.25、1.25というふうに数値がございまして、これをつくって、

後ろは全部エラーだらけになるものが先ほどのAでございます。実際にこの入力を0.55とした計算結果でつくったものがBでございます。それがどういうふうに出るかという、15ページ、あるいは16ページ、これは見苦しくて非常に恐縮でございますが、1つの建物の立面図をあらわしております。下に「3」とございますけれども、これは3番柱ということで、それが1階から一番上が11階までずっと通っているというふうに、非常に見苦しいですけれども見ていただきたいと思えます。横に通っているのが梁ということで、例えば1階の柱で「1375T」とございますが、これは1375という力が縦にかかっている。この場合、T(テンション)は引っ張りで、地震で横からグッと押されたときに、ここの柱は1375という力で引っ張られます。それから、かぎ括弧がございまして「849」というのは、剪断力という、この柱をちぎってしまおうというような形で働いている力が849だということでございます。

こういうふうな図面が出て、その後、17ページから実際にそれぞれの柱がどういうふうになったのかということを検証しています。この1階の柱の部分については、19ページが一番下でございます。「1C3」というのが1階の部分の柱の名称でございます。主筋柱頭・柱脚と書いて「4-D25」とかありますが、これは鉄筋の数とか太さをあらわしております。この部分について「NE1」とか「NE2」というのがございますけれども、これが軸力でございまして、実際には先ほど見ていただきましたように1375という力が入っていないわけではございませんので、これが半分ぐらいになっている。それから、右側の「QD」とか「QE」とかございますけれども、これは剪断の力でございまして、849というものが463という形で入れられている。したがって、ここをずっと流れで見ますとガクンと違っているというのがわかると思えます。

具体的にどんな柱だったのかというのが21ページからでございます。これは実際の建物の平面図で、C3という柱を出しております。これは1階の柱断面で、原設計で先ほど言いましたD25がXとYで4本ずつ入っているということで、こういう設計になります。通常の設計ですと右側ぐらい入っていないとおかしい。専門の方が見ると、おかしいと思うのではないかと思います。

1階がこのようなものでございますけれども、次の22ページは5階の柱でございますが、もともとの設計は全く変わってございません。それから、11階の柱も基本的には同じものが入っております。

したがって、こういう建物で1階から11階まで同じだけの鉄筋ということになりますと、当然、1階というのはそれより上の建物の力を持たなければいけませんから、要するに、一番上の柱が非常に不経済設計をしているか、1階の柱が非常に鉄筋が足りないか。専門の方がパッと見ると、1階の鉄筋は足りないのではないかというふうに思われる。それで、ここから逆に、先ほど言いましたようなC13の1階の柱の断面はどうなっているかというふうに計算を持っていきますと、800幾つの軸力だと。それをさらに遡ると1000幾つということになっていきますから、これはおかしいではないかということである。こういう単純な改ざんがあるということでございます。これが実際の偽装パターンでございます。

それから、また3ページに戻って恐縮でございますけれども、民間開放する中でのケアということで、これは先ほどのご議論もあったわけでございますが、特に構造計算についてやはり官が所管すべきということではなくて、これは専門家で十分構造計算式、設計の式があればできるだろうということで、民間であっても十分審査できることは可能だというふうに考えております。今回の偽装事件についても、公共団体も含めて出ているということで、構造審査に係る検査確認の制度全般的な部分として見直さなければいけないというふうに考えております。

構造プログラムにつきましては以上でございます。

巽座長 ご質問をどうぞ。

和田委員 一緒に委員をやらせていただいた小谷先生とも、メールだったり、お会いしている議論しているのですけれども、一般的に我々は建物が大丈夫かどうかというときに実験をしたり、コンピュータで計算したり、両輪でやっているのですけれども、ある方が実験してこうなった。ほかの人は、それはもし研究者が変わればまた結果は変わるだろうと、やった本人が一番信じていて、周りから見ている人が疑う。コンピュータの計算は、やった本人はこんな仮定条件でやっていて本当に大丈夫かと一番不安で、周りから見ると、きれいにプリントされるからすごく正しいことをやったように見えてしまうという感じがある。小谷先生は昔そんなことを議論されたということで、きれいにプリントされていると本当にそうだと思うのです。それで、構造設計の中で本当に大事なものは、きちんと柱の中に梁の鉄筋が奥まで入っているとか、耐震壁のそばの床にエレベーターのための開口があいていないとか、もっと図面を見て判断することが大事だと思うのに、計

算ばかり立派で、大臣が指定などされているので、審査機関の方は民間にしても行政の方にしても、最後にエラーがゼロであれば、何かいいように考えてしまう。もうそろそろ30年も前からやっているのに、計算機の出力装置もカラープリンターなどが進歩していますから、大臣がプログラムを認定するとなおさら正しくて、神棚に飾っておきたいみたいなことになってしまうので、指定もやめて、ユーザーが大丈夫なプログラムを自分で選んで、先ほど課長さんがおっしゃっていましたが、設計者が自分の図面や書類を持ってきて、審査される方と、ここはこうしてこうやったんだよと。「なぜ柱の鉄筋が全部同じなのか」と言われたら、「これは耐震壁があるからいいんですよ」とか、「済みません、これはズルしていました」とか、面談しながら審査をする、余りコンピュータに頼るのは辞めた方がよい。それもある意味では言い方は悪いかもしれませんが、大臣認定がそれを保障してしまったみたいなのがあります。事実、今日のリストでも1999年ぐらいからたくさん出ているということで、必ずしもERIやイーホームズが出ていなくて、人間が持っている弱さみたいなものに入っていってしまいますので、コンピュータに頼るのはそろそろやめたらいいのではないかと思うのです。別に今すぐお答えいただかなくてもいいです。

小谷委員 これは和田先生も確認していただきたいのですが、専門家でない方は全然わかりにならないと思いますけれども、和田先生もご覧になっていただきたいのですが、15ページ、今、これは水平力をかけたときの応力図が書いてあるという話ですが、柱のところがみんなTですよ。内側のところも。

和田委員 そうですね。

小谷委員 こんなことはあり得ないですね。

和田委員 これは、6よりもっと右があると思うのです。

小谷委員 だけど、内柱というのはほとんど軸力変動がないでしょう。だから、鉛直荷重だけがくるでしょう。

和田委員 これは地震時の応力なので、水平荷重応力ということで、鉛直荷重の軸力を足す前の、水平力だけがかったときの応力図ですね。

小谷委員 そうすると、ほとんどゼロになりませんか。結構大きな軸力が出るでしょう。

和田委員 これは、3というのは3キロニュートンだから、0.3トンとか、一番下でも20トンとか、小さいと思います。これはパターンとしては合っている。多分この6通

りよりまだ右に骨組があって、先生がおっしゃるように、ほとんど変動がないのはもっと真ん中のほうの柱で、これはマトリックス法で解いているからこういうふうな結果になると思うのですけれども。

小谷委員 一般的な話としまして、構造計算プログラムというか、計算機プログラムというのは何なのかということです。工学の問題があります。計算機のプログラムがやっているのは数学的なモデルをつくりまして、その数学的なモデルに対する答えを出してくれる。建物というものがあつたときに、その複雑な建物をいかにして数学的なモデルにするかというのが建築士というか、技術者が考えることなわけです。建物というものが与えられたときに、それを数学的なモデルにして計算機の中に入れる。そうすると、計算機が計算をしてくれまして、数学的なモデルに対する数学的な問題としての数字の解を出してくれる。その数学的な問題に対する答えというものを、建物という実際のこういうものの中でどのような意味があるのかということ解釈しなければいけない。それがまた構造技術者の役割なわけです。

構造技術者によりまして、その数学的なモデルをどういうふうにつくるかというのは全く違う。人によってモデル化のやり方が違ってきます。ということは、出てくる答えも違って来る。それで、出てきた答えをどういうふうに構造物の挙動として解釈するか、それも構造設計者によって違って来る。だけど、建築基準法というのは、そこに出てくる違いというものは、これは建築士という特殊な技術を持っている人たちの独占業務である。つまり、お医者さんというものが医師という資格を持ってしまして、病人が来たときに、その病人に対してどういうふうに治療をするかというのは、それはお医者さんの独占的な業務、医師という国家資格に従ってやる内容である。だから、それは法律でこういうふうに処方しなさいなどということは決まっていない。

同じように、建築に関しても、建物をどういうふうにモデル化するかというのは建築士の独占的な業務で、資格に伴って与えられたものです。そういう意味で、プログラムというものができて、それを大臣認定をするなどというのは、本来、非常に無理なことをやっている。個々の建築士がその判断に従いましてモデル化をして、その答えを出す。そのプロセスだけの信頼性をチェックすることは意味があり、また、パブリックユースのプログラムのように、誰が使うかわからないものに対して信頼性を誰かが保障してくれる。それは非常に重要なことだと思います。でも、建築確認に関して、国土交通大臣がやるべき

仕事であるかという、私はそうではないような気がします。それをやることによって、建築士という国家資格の独占業務というものを侵しているのではないかというような気がいたします。その辺について、国土交通省のほうではどんなふうにお考えなのか。今すぐに答えが必要なことでは全くありませんで、非常に大きな問題ですので、お考えをお聞きいただければと思います。

巽座長 ありがとうございます。

小川建築指導課長 まさに、そのあたりは先ほど審議会の答申についてもご紹介させていただきました。結局、国民全体からすると、何らかの安全的な措置をダブルチェックなり何なりでやってほしいと。一方で、やはり専門家に任せてほしいというような議論があって、専門家に任せるといような議論については、もう少し制度の充実を見ている。とりあえず、やはりある種のチェックというものは必要だろうという結論でございます。そのチェックについて、結局、ある程度事務合理化をするといったときに、審査をする側が計算過程の確からしさを頼るために何らかの制度的なものが必要だろう。それが昭和46年とか52年とか、こういう議論の中で計算プログラムと、1つ推奨する制度としてできてきたということだと思っております。

巽座長 ありがとうございます。局長はご退席だそうなので、一言何か言っておいていただくとありがたいと思いますが。

山本住宅局長 わざわざありがとうございます。私たちは、緊急調査委員会のご下問に
応じて、私たちの手にあるものを全部見ていただいて、私たちが一番願っていることは、
今回のようなことは空前絶後で、本邦では一切起きないというふうには考えないわけです。
今回、私どもがこれほど苦労した、国民にも心配をかけたことが、また何年か何十年かた
つと起きるかもしれない。そのときに、今回の経験をきちんと記録をして、将来、建築行
政を担う人たちが間違いのないように、今回よりはさらに間違いのない形でこれに対処
できるようにする。そのための調査をしていただいているという認識でおりますので、今日
も精いっぱいやりとりをさせていただいたつもりですけれども、ご下問があれば、時間が
限られておりますけれども、引き続きどうぞお申し付けいただきたいという気持ちでおり
ますので、よろしく願います。

巽座長 お忙しいところ、どうもありがとうございました。また引き続いてご協力を賜
りますようお願いいたします。

(住宅局長退室)

巽座長 この問題について、追加してご意見ございませんでしょうか。

鳶委員 1つだけ。今の話を聞いていて、何か医者の世界と似ているなという感じがするのです。国家医師試験をもらって……。ところが、医者の世界の技術的なこととか中身というのは一般の国民はなかなかわからない。全部医者に任せていたわけですね。それが、最近、医療ミスや何かがどんどん出てきていて、それが訴えられるようになってきた。ここで言う構造計算とか、建築の細かなことというのは一般の人にはわからない。そこは医者に任せていたように、設計家に任せていたわけですね。今、医療ミスなどに関しては、一方で情報公開をきちんとするとか、誰が、いつ、どこで診断をどういうふうに下したとか、そういうようなことが非常に出てきたり、あるいはセカンドオピニオンとか、サードオピニオンを求めて照合するとか、そういうことは今、医療の世界でどんどん進んできているわけですね。そういう意味で、建築の世界でも、例えば都庁などは丹下さんがつくったとか、そういうのは出ているけれども、ありとあらゆる建築物はトレーサビリティができるように、誰が設計者で、誰が構造計算をして、誰が建てたというようなことをきちんと情報公開、あるいはトレーサビリティとか、あるいは第三者にも住民がそういうことを依頼できるようなシステムとか、そういうことをしていくことが結構大事なのかなと聞いていて思いました。

巽座長 ありがとうございます。このあたりでよろしゅうございましょうか。鳶委員にかなり包括的にまとめをしていただいたように思います。

今日は、大変貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございます。時間を延長しまして誠に申しわけございませんでした。まだいろいろご議論があろうかと思えますけれども、時間の関係もございしますので、本日はこれで終了とさせていただきます。

本日のご議論につきましては、中間取りまとめの検討に生かしていきたいと考えております。次回の委員会は、予定どおり1月30日に開催いたします。1回増えましたので、今度は第5回の委員会になろうかと思えます。この1月30日の委員会では、中間取りまとめについてのご検討をいただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本委員会終了後に、私、座長としまして会見を開きまして、マスコミからの質疑を受けるという手はずになっておりますので、どうかご了承をお願いいたします。

それでは、このあたりで議事の進行役につきましても事務局にお返しいたします。よろ

しくをお願いします。

鈴木政策評価官 本日は、長時間にわたりましてご議論いただきまして誠にありがとうございました。

次回の日程でございますが、今、座長のほうからもお話がございましたとおり、第5回委員会は1月30日、14時から開催ということといたしたいと思います。開催案内につきましては、後日送付させていただきます。

なお、本日の委員会の内容等につきましては、議事要旨を作成の上、資料とともに速やかに国土交通省のホームページにて公表することとさせていただきたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、第4回の構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会を終了させていただきます。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

閉 会